8Y-103（Rev.3.0）
一般財団法人 日本建築総合試験所（は）
２００３年　３月１４日制定
２００３年１１月１０日変更（い）
２０１１年　５月　１日変更（ろ）
２０１２年　４月　２日変更（は）
２０２５年　５月　１日変更（に）

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書

1. 適用範囲

本業務方法書は、建築基準法施行令（以下令という）第20条の7（居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）第2項から第4項の規定による認定に係わる性能評価に適用する。（ろ）

2. 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

(1) 性能評価申請書
(2) 材料説明及び構成材料の仕様書
(3) 申請仕様範囲の説明
(4) 材料の製造日（材料を組み合わせている場合には、個々の材料の製造日を含む）
(5) 材料の製造工程の説明（材料を組みあわせている場合には、個々の材料の受け入れ検査の説明を含む）
(6) 施工方法
(7) 申請会社等の概要
(8) その他

3. 評価方法

評価は次に定める方法により行うものとする。

(1) 評価員は、2.に定める提出図書及び4.に定める確認方法に基づき評価を行う。
(2) 評価員は、評価上必要があるときは、2.に定める提出図書について申請者に説明を求めることができるものとする。
(3) 評価方法の詳細について、個別の材料毎に規定する必要があるときには、別に定める詳細規定を設けることができるものとする。
(4) 評価員は、一般財団法人 日本建築総合試験所が既に認定のための審査に当たって行った評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要さずに評価を行うことができる。（ろ）

4. ホルムアルデヒド発散量の確認方法

ホルムアルデヒド発散量の確認は、4.1に規定する試験体について、4.2に規定する試験条件で、JIS A 1901 「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小形チャンバー法」（以下、単に「JIS A 1901」という。）の附属書に定める試験装置を用い、4.2の試験条件及びJIS A 1901の規定に従って行う。（ろ）

また、合板、木質系フローリング、構造用パネル、MDF、パーティクルボード、壁紙、壁紙施工用でん粉系接着剤、ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤及び塗料については、個別の日本工業規格（以下、JIS規格という。）もしくは日本農林規格（以下、JAS規格という。）に定められたガラスデシケーター法の試験及び判断基準によって、集成材又は単板積層材のように、これらに対応するJAS規格にアクリルデシケーター法による試験及び判断基準の規定がある材料については、JAS規格のアクリルデシケーター法によって確認することができる。（ろ）

さらに、上記の材料等を用いてボード状に加工した試験体での評価が可能であり、それが適切で

あると判断される材料（判断根拠の詳細については、別に定める詳細規定による。）については、付属書に規定するガラスデシケーター法により確認することができる。（い）

有効数字については、別に定める詳細規定に従う。

4.1 試験体

試験体は、原則としてJIS A 1901の10.試験片の準備の規定及び以下①～④のJIS規格によるほか、次の（1）～（6）による。

① JIS A 1902-1「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散量測定におけるサンプル採取、試験片作製及び試験条件－第1部：ボード類、壁紙及び床材」

② JIS A 1902-2「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散量測定におけるサンプル採取、試験片作製及び試験条件－第2部：接着剤」

③ JIS A 1902-3「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散量測定におけるサンプル採取、試験片作製及び試験条件－第3部：塗料及び建築用仕上げ塗材」

④ JIS A 1902-4「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散量測定におけるサンプル採取、試験片作製及び試験条件－第4部：断熱材」（ろ）

(1) 試験体の同一性

試験体の材料及び構成は、原則として申請仕様と同一とする。

(2) 試験体の採取、作製及び保管

試験体は、原則として申請する材料（一般に工場製品）から採取し、所定の大きさに作製する。

ただし、材料から試験体を切り出して採取することが困難な場合は、申請仕様の性能を適切に評価できるよう材料構成等を申請仕様と同一とした試験体を作製する。

試験体の採取は、製品の製造後7日以内とする。ただし、壁紙にあっては、製造後直ちに採取する。

塗料、接着剤及び仕上塗材のようにホルムアルデヒド蒸散支配型の材料にあっては、有効期限前の未開封から採取し、ガラス板（厚さ3mm程度）、アルミニウム板又はステンレス板に標準施工に従って塗布（接着剤にあっては、塗布量300±15g/m^2を、均一に速やかに塗布する。）した後、23±2℃で所定の時間放置したもの（当該材料の有効期間内に限る）を試験体とする。放置時間は、標準施工で所定のオープンタイムが決められている場合には、それに従い、それ以外の場合には、塗料にあっては7日間、接着剤にあっては60±10分間放置したものを試験体とする。（い）（ろ）

試験体の養生は、材料の種類毎に適切な養生をおこなうこととする。詳細については、別に定める詳細規定による。

試験に供するまでの間、試験体をアルミニウムはくで密着して包み、さらにポリエチレン袋等により密封して、試験体の放散特性に影響を及ぼさないように温度及び湿度に注意し、室温が28℃を超えないような室内で保管（保管期限は4週間以内とする）する。なお、試験体の移送の時も同様とする。（ろ）

(3) 試験体の個数

試験体の個数は、原則として2体とする。ただし、別に定める詳細規定に照らして、製品の品質が適切に維持管理されていることが明らかな場合にあっては1体でもよいものとする。

(4) 試験体の選定

同一種類とみなせる材料の場合、複数の仕様がある中で最もホルムアルデヒドの発散量が多い仕様を試験体として選定する。同一種類の範囲の決め方、試験体の選定の方法は材料により異なるが、別途の試験などで合理的に行うものとする。

(5) 試験体の測定対象面

試験体の測定対象面は、材料とその用途により異なるが原則としてホルムアルデヒドの室内側に発散する面を対象とする。その他の面はホルムアルデヒドが発散しないように適切なシールを施すものとする。

(6) その他

評価の客観性及び公平性を確保する上で重要な事項については、別に定める詳細規定を設けることができる。

4.2 試験条件

試験条件は、原則としてJIS A 1901の7.試験条件によるものの他、以下によるものとする。

(1) 試験温度　28℃±1℃

(2) 相対湿度　50%±5%

(3) 換気回数　原則として0.5回/h±0.05回/hとする。ただし、別に定める詳細規定がある場合には、それに従うことができる。（ろ）

(4) 試料負荷率　原則として、接着剤は0.4m^2/m^3、その他の材料にあっては2.2m^2/m^{3}とする。ただし、別に定める詳細規定がある場合には、それに従うことができる。
この場合にあっても、試験中におけるチャンバー内のホルムアルデヒド気中濃度が0.1mg/m^{3}を超えないようにする。（ろ）

(5) 捕集間隔　原則として試験開始後1日目、3日目及び7日目とする。7日目の放散値をもって発散量の測定値とする。ただし、7日以前に放散値が平衡状態になった場合はその時点での値を発散量の測定値とすることができる。

4.3 試験の実施

ホルムアルデヒド発散量の確認のための試験は、原則として、一般財団法人　日本建築総合試験所で実施する。ただし、別に定める詳細規定に基づいて、指定された試験機関で実施された試験結果を用いて確認することもできる。

5. 判断基準

4.ホルムアルデヒド発散量の確認方法による測定値（2体の試験体について測定を実施した場合には、2体の各々の測定値）に基づき、次の基準に従って、材料の種別を判定する。ただし、付属書に基づくガラスデシケーター法により確認する場合は、付属書の判断基準による。（い）

(1) 令第20条の7第2項に規定する第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（い）（ろ）

JIS A 1901により確認する場合は、ホルムアルデヒド発散速度が0.02mg/m^{2}hを超え0.12mg/m^{2}h以下であること。（い）

個別のJIS規格もしくはJAS規格に定められたガラスデシケーター法又はアクリルデシケーター法により確認する場合には、それぞれの規格に規定するＦ☆☆のホルムアルデヒド放散量の基準（(2)の基準を除く）に適合すること。（い）

(2) 令第20条の7第3項に規定する第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（い）（ろ）

JIS A 1901により確認する場合は、ホルムアルデヒド発散速度が0.005mg/m^{2}hを超え0.02mg/m^{2}h以下であること。（い）

個別のJIS規格もしくはJAS規格に定められたガラスデシケーター法又はアクリルデシケーター法により確認する場合には、それぞれの規格に規定するＦ☆☆☆のホルムアルデヒド放散量の基準（(3)の基準を除く）に適合すること。（い）

(3) 令第20条の7第4項に該当する建築材料（い）（ろ）

JIS A 1901により確認する場合は、ホルムアルデヒド発散速度が0.005mg/m^{2}h以下であること。（い）

個別のJIS規格もしくはJAS規格に定められたガラスデシケーター法又はアクリルデシケーター法により確認する場合には、それぞれの規格に規定するＦ☆☆☆☆のホルムアルデヒド放散量の基準に適合すること。（い）

6. 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

(1) 評価番号、評価完了年月日
(2) 申請者名（会社名、代表者名）（ろ）
(3) 件名
(4) 適用範囲
(5) 評価内容概要
(6) 評価結果
(7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項

付属書　ガラスデシケーター法によるホルムアルデヒド発散量試験

1. 試験方法

ガラスデシケーター法による試験は、原則として、JIS A 1460 「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケーター法」（以下、単に「JIS A 1460」という。）による。なお、放散量を発散量と読み替えて適用する。（い）

2. 試験体の採取及び養生方法

試験体の採取の時期は、製品製造後直ちにとする。製造後直ちに試験体の採取ができない場合は、製造後の状態が保持されるものとして、製品の製造後7日以内とすることができる。採取方法及び養生方法は、原則として、JIS A 1460 の規定に従う。ただし、合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材を主構成材料として用いる場合には、関連するJAS規格で定められた採取方法及び養生方法に従う。（い）（に）

3. 測定結果の取扱い

測定されたホルムアルデヒド発散量は、有効数字2桁で表す。さらに2組の測定値の平均を求めてJIS Z 8401「数値の丸め方」に従って、小数点以下第1位に丸める。

4. 判断基準

(1) 令第20条の7第2項に規定する第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（い）（ろ）

ホルムアルデヒド発散量の平均値が0.5mg/Ｌを超え1.5mg/Ｌ以下であり、かつ最大値が2.1mg/Ｌ以下であること。（い）

(2) 令第20条の7第3項に規定する第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料（い）（ろ）

ホルムアルデヒド発散量の平均値が0.3mg/Ｌを超え0.5mg/Ｌ以下であり、かつ最大値が0.7mg/Ｌ以下であること。（い）

(3) 令第20条の7第4項に該当する建築材料（い）（ろ）

ホルムアルデヒド発散量の平均値が0.3mg/Ｌ以下であり、かつ最大値が0.4mg/Ｌ以下あること。